

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルドバ	貧困農民支援に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	130,000 千円 H25.4.30 まで	H24.4.17 キシニョフで (同日)	日本側 坂田東一在モルドバ大使 モルドバ側 グラシリー・フヤコフ農業食品産業大臣	H24.5.1 162号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。